

【ロシア】殉職軍人遺族等への金銭報酬の支払に関する法改正

海外立法情報課 大河原 健太郎

* ロシア連邦は、2020年6月8日の法改正により、殉職した軍人が死亡月に受け取れなかった金銭報酬等を、代わりに遺族等が受け取ることができるようにした。

1 背景

ロシア連邦軍は総兵力約290万人（現役、予備役を含む）を有する世界有数の軍隊であるが、1991年のソ連崩壊以来様々な問題を抱えている。特に1990年代から問題視されているのが軍人に対する待遇の悪さで、給与の低さや殉職・負傷した軍人とその遺族に対する補償の不十分さが指摘されてきた。そのため、軍人の勤務意欲が低いという問題や、低賃金を補うために一部の軍人が装備品及び糧食等の横流しをする、という問題がたびたび発生した。特に2010年以降のロシア連邦では、安全保障上の問題悪化¹により、軍人の意欲を上げることは重要な課題だった。

2 軍人地位法

ロシア連邦軍軍人の地位及び権利等は様々な法律で規定されている。そのうち特に基礎的なものが1998年5月27日連邦法第76号「軍人の地位について」²（以下「軍人地位法」）である。軍人地位法は、全30か条から成る法律であり、主に軍人の権利、自由、義務及び責任を規定する。また、同法は軍人及び軍人の家族に対する補償等も規定する。

軍人地位法及び関連法は複数回にわたって改正され、軍人及びその家族に対する待遇は少しずつ改善してきている。一例を挙げると、2011年11月7日連邦法第306号「軍人の金銭的手当及びそれらへの個別の支払の規定について」³が制定された際には、①負傷により軍務が不可能になった軍人の除隊時に100万ルーブル⁴又は200万ルーブルの補償金が支払われること、②死亡した軍人の遺族に300万ルーブルの補償金が支払われること、及び③遺族に障害者がいる場合、これらの補償金と合わせて別途、毎月補償金が支払われること等が定められた。しかし、軍人が職務中に死亡した際、その月に受け取ることができるはずだった給与等の金銭報酬が誰にも受け取られないままになってしまう、という問題が残っていた。

3 2020年の改正

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ 安全保障上の問題悪化とは、西欧諸国との関係悪化、ウクライナ危機、コーカサス地域での衝突及び国内テロ組織との戦い等を指す。なおロシアの安全保障政策については、次を参照。小泉悠「【ロシア】国家安全保障戦略の改訂」『外国の立法』No.267-1, 2016.4, pp.14-15. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9929059_po_02670107.pdf?contentNo=1>

² Федеральный закон от 27 мая 1998 г. N 76-ФЗ "О статусе военнослужащих," <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_18853/>

³ Федеральный закон от 7 ноября 2011 г. N 306-ФЗ "О денежном довольствии военнослужащих и предоставлении им отдельных выплат" <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_121273/>

⁴ 1ルーブルは約1.5円（令和2年7月分報告省令レート）である。

2020年6月8日連邦法第176号「ロシア連邦の諸法律の改正に関する連邦法」⁵（以下「改正法」）は、この問題を解決するために制定された法律である。改正法は、2020年5月22日にロシア連邦議会下院で採択され、6月2日に上院によって承認され、6月8日、大統領の署名により制定された。なお、上述の負傷除隊時に軍人が受け取る補償金や、軍人の殉職時に遺族等が受け取る補償金等については、改正法施行後も有効である。主たる被改正法は、軍人地位法であるが、その他2件の関連法も被改正法となっている。改正後は、殉職軍人遺族への補償金を実質的に増額されることになり、軍人及びその家族への待遇及び社会保障が強化される。

4 主な改正点

(1) 条名の読替え

軍人地位法第13の1条の条名「軍事招集された市民⁶及び予備役の市民に対する金銭の支払」は、「軍事招集された市民及び予備役の市民に対する金銭の支払。軍事招集された市民に対する支払であって、死亡日までに受け取られていないもの」と読み替えられる。

(2) 遺族等の定義及び受け取る補償金

軍人地位法第13の1条に、第1の1号を追加する。内容は、死亡した軍人が受け取っていない給与等を、代わりに受け取ることができる遺族等の範囲を規定したものである。受け取ることができるのは、原則的に配偶者である。配偶者が受け取れない場合は、死亡した軍人の成人した子供⁷、未成年の子供の法定代理人及び養父母⁸並びに被扶養者⁹である。これらの権利者は、給与等に対して均等に分配して受け取る権利を有する。死亡した軍人が結婚しておらず、子がおらず、扶養していた人間もいない場合には、その両親¹⁰が均等に分配して給与等を受け取る権利を有する。

(3) 糧食及び装備品分の支払

軍人地位法第24条に第1の1号及び第1の2号を追加する。これらの号により、上述の金銭の支払は軍人の死亡時のみならず、軍人が失踪宣告又は死亡の擬制を受けた際にも適用される。また、死亡日又は失踪宣告若しくは死亡の擬制時までに受け取られていない糧食及び装備品についても、同様の規則が適用される。すなわち、殉職した又は失踪宣告若しくは死亡の擬制を受けた軍人の遺族等に対して、その月に受け取ることができるはずだった糧食及び装備品分の金銭が分配して支払われる。遺族等の範囲は、おおむね(2)と同様である。

⁵ Федеральный закон от 8 июня 2020 г. N 176-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации," <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_354473/>

⁶ ロシア連邦軍は徴兵制度を採用しており、名目上国民皆兵国家であるため、軍人が「軍事招集された市民」という言葉で表現されることがある。本稿では、軍務に就いていない市民と区別するため、職業軍人及び一時的に軍事招集された市民を併せて「軍人」と表記する。

⁷ 死亡した軍人と同居していた場合に限る。

⁸ 子供が生まれつき障害者である場合は、子供が成人した後であっても、その法定代理人及び養父母は対象になる。

⁹ 被扶養者が無能力又は制限能力者である場合は、代わりにその法定代理人が対象になる。

¹⁰ 両親が、死亡した軍人の被扶養者でなかった場合に限る。